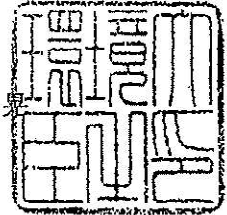


諮問第 358 号
環水大発第 1308301 号
平成 25 年 8 月 30 日

中央環境審議会会長
武内 和彦 殿

環境大臣
石原 伸 泉



水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の見直しについて（諮問）

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 41 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）別表 2（生活環境の保全に関する環境基準）に定める環境基準の見直しについて、貴審議会の意見を求める。

（諮問理由）

水質汚濁に係る環境基準のうち生活環境の保全に関する環境基準（以下「生活環境項目環境基準」という。）は、昭和 46 年に設定され、その後全窒素及び全リンが追加された。また、平成 15 年 11 月には水生生物の保全に係る環境基準が追加されているところである。

有機汚濁等の生活環境項目環境基準については、特に湖沼や閉鎖性海域において達成率が低く、また、水域によっては、水生生物等の生育及び生息に障害となる貧酸素水塊が発生するなどの課題を抱えている。また、国民の実感にあった分かりやすい指標について求められており、環境基本法第 15 条第 1 項の規定に基づき平成 24 年 4 月に策定された環境基本計画においては、「底層における水生生物の生息、水生植物の生育への影響、新たな衛生微生物指標などに着目した環境基準等の目標について調査検討を行い、指標の充実を図る」とされている。

このため、下層溶存酸素及び透明度等、より国民の実感にあった分かりやすい指標により、望ましい水環境の状態を表すことで、良好な水環境の実現に向けた施策を効果的に実施する必要がある。

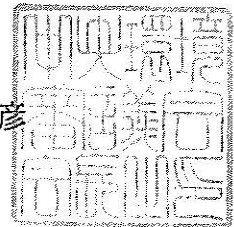
本諮問は、こうした観点から、生活環境項目環境基準の追加等について、貴審議会の意見を求めるものである。



中環審第731号
平成25年8月30日

中央環境審議会水環境部会
部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会
会長 武内 和彦



水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の見直しについて（付議）

平成25年8月30日付け諮問第358号、環水大水発第1308301号をもって環境大臣より当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、水環境部会に付議する。